

貸付金の種類	貸付対象等		貸付限度額(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利 子
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	18,000円 ～64,000円(月)	就学期間中	当該学校卒業後6か月	10年以内 専修学校(一般課程)は5年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	修学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	39,500円 ～590,000円		当該学校卒業後6か月	大学(短大)10年以内 高校その他5年以内	無利子
修業資金 (自動車免許取得)	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	68,000円(月) (460,000円)	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履き物等及び通勤自動車等を購入する資金	100,000円 (自動車購入の場合220,000円)		1年	6年以内	母等の就職にかかるもの：年1.5% 子の就職にかかるもの：無利子
技能習得資金 (自動車免許取得) (各種学校等)	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	68,000円(月) 自動車免許取得(460,000円) 各種学校等(816,000円)	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	10年以内	年1.5%
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	医療340,000円 医療特別480,000円 介護500,000円		医療介護を受ける期間満了後6か月	5年以内	年1.5%
生活資金	母子家庭の母 寡婦	知識技能を習得している間、医療介護資金を借り受けて医療もしくは介護を受けている間、母子家庭になって間もない(7年未満)母の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	一般103,000円(月) 技能141,000円(月)	知識技能を習得する期間中5年以内 医療・介護を受けている期間中1年以内 離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得期間等終了後6か月	技能習得者は10年以内 医療介護を受けた者は5年以内 母子家庭となつて7年以内の者は8年以内 失業中の者は5年以内	(技能習得、医療介護を受ける場合、および母子家庭となつて7年以内の者については、月額4万円合計96万円までは無利子)
住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 (特別2,000,000円)		6か月	6年以内 (特別：7年以内)	年1.5%
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を移転するために住宅の賃借に必要な資金	260,000円		6か月	3年以内	年1.5%
結婚資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000円		6か月	5年以内	年1.5%
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、材料、機械等の購入資金	個人…2,830,000円 団体…4,260,000円		1年	7年以内	年1.5%
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000円		6か月	7年以内	年1.5%